

令和7年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議次第

日時 令和7年2月19日(水) 午前9時～
場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 会議室3・4・5

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第2号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10号)について
 - (2) 議案第3号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和7年度かすみがうら市一般会計予算について
 - (3) 議案第4号 議案に係る意見聴取について
 - ・かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第5号 かすみがうら市学校運営協議会規則について
- 5 その他
- 6 閉会

令和7年かすみがうら市教育委員会2月定例会 会議録

1 開催日時 令和7年2月19日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時35分

2 開催場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 会議室3・4・5

3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 坂本雅子
委員 梶本梓
委員 松信亮平

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	加藤洋一
学校教育課長	斎藤隆男
生涯学習課長	乾文彦
スポーツ振興課長	由波大樹
地域コミュニティ課長	松延克彦
生涯学習課副参事(兼)学校教育課副参事(兼)スポーツ振興課副参事	福島真
教育指導室長	坂本篤也
霞ヶ浦公民館長	岩田幸生
千代田公民館長	齋藤邦彦
学校教育課 課長補佐	中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当	永谷恵(書記)

6 議題

- (1) 議案第2号 議案に係る意見聴取について
・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算(第10号)について
- (2) 議案第3号 議案に係る意見聴取について
・令和7年度かすみがうら市一般会計予算について
- (3) 議案第4号 議案に係る意見聴取について
・かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第5号 かすみがうら市学校運営協議会規則について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

教育長 おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和7年かすみがうら市教育委員会2月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました1月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき2～3月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にございませんか。
無いようでしたら、議事に入ります。
議案に入る前に、お諮りいたします。
議案第2号は令和6年度補正予算案、議案第3号は令和7年度予算案であり、議案第4号は議会の議決を経るべき条例改正に関連する内容であります。
これらの議案はすべて市議会へ提出前でございますので、その性質上、この3件を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号から第4号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

- 議案第2号 議案に係る意見聴取について
・令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第3号 議案に係る意見聴取について
・令和7年度かすみがうら市一般会計予算について
- 議案第4号 議案に係る意見聴取について
・かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（梶本委員 議案第2号議決後、所用により退席）

-----〔以下、公開〕-----

教 育 長

次に、議案第5号「かすみがうら市学校運営協議会規則について」を議題といたします。

事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

資料20ページをお願いします。議案第5号「かすみがうら市学校運営協議会規則について」でございます。かすみがうら市学校運営協議会規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。制定する規則は、かすみがうら市学校運営協議会規則でございます。

資料21ページ、議案第5号別紙をご覧ください。21ページから24ページまでが、令和7年4月1日施行により新たに制定を予定しております。「かすみがうら市学校運営協議会規則」の条文となっております。

規則の概要について、ご説明いたします。

第1条、趣旨といたしまして、「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会の設置及び運営に関し、必要事項を定めるものとする」との、規則制定の趣旨を規定しております。

第2条、設置、「かすみがうら市教育委員会は、地域の実情を考慮のうえ、かすみがうら市立の小学校、中学校及び義務教育学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として中学校区又は義務教育学校区ごとに協議会を設置するものとする」との規定としております。

第4条、協議会の委員構成としまして、「協議会の委員は、霞ヶ浦中学校区、下稲吉中学校区、千代田義務教育学校区それぞれに設置するものとし、委員30人以内で組織する」と規定しています。

第2項は委員構成を規定してありまして、第2項第1号に当該対象学校区の通学区域に居住する地域住民、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、在籍する校長及び職員、当該学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者、これらを委員として規定しております。

第5条は委員の任期として、「委員の任期は、2年とし、再任を妨げない」としてあります。

第10条は学校運営に関する基本的な方針の承認として、「対象学校区の校長は、法第47条の5第4項の規定により、当該対象学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校区の協議会の承認を得なければならない」と規定しております。第1号ないし第5号に「基本的な方針」の項目を規定しています。

第14条、補則としまして、「この規則に定めるもののほか、協議会の

運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定しています。
附則としまして、「この規則は、令和7年4月1日から施行する」として
しております。

簡単ではございますが、規則の内容についての説明は、以上となります。

教 育 長

学校運営協議会についての規則の説明でしたが、こちらはいわゆるコミュニティ・スクールを設置するための規則になります。こちらが最終的な規則となりますのでよくご覧いただき、何かご質問等がございましたら
お願いいたします。

霞ヶ浦中学校区では4月1日から始まる予定となっています。

稲 生 委 員

委員となる方というのは、各学校で第4条に該当する方をリストアップ
して教育委員会に上げてきまして、それを教育委員会が委嘱する、という
形になるのでしょうか。

副 参 事

そのような形で、進める予定でおります。

スポーツ振興課長

よろしいですか、教育委員会では任命をしないですね。

副 参 事

委嘱は教育委員会となります。

稲 生 委 員

そうしますと、各学校で該当する人をリストアップするというのが、
前提となるわけですか。

生涯学習課長

現実的には学校でのリストアップをしていただくことが必要となります
が、現時点で学校運営協議会の前段となる学校運営協議会推進委員会が
ございまして、協議会の委員についてもそこで協議をしていただき、その
リストアップした名簿を教育委員会へ提出してくる、という形になってく
ると思います。協議会開始までの事前準備等の運営は、学校運営協議会推
進委員会にお願いすることになっていますので、その中で委員が選出され
ることになると考えています。

稲 生 委 員

いろいろな意見を出してもらうためにも、いろいろな方に参加してもら
うことはいいことだと思いますが、その「いろいろな方を選ぶ」というこ
とが難しいなと思ったため、質問させていただきました。

教 育 長

推進委員会が中心となって、協議会の委員を選出する、ということによ
ろしいのですよね。

生涯学習課長

現在の推進委員会の委員の委嘱にあたっては、学校長の意見を聞きなが
ら委員を委嘱いたしました。本番の協議会については、推進委員会からこ
ういう方が協議会の委員に入った方がいいだろう、という意見があればそ
の方をお願いすることになりますし、推進委員会の委員が引き続き協議会
の委員になっていただくこともあり得るかと思います。それは推進委員会
の意向によって、変わってくると思っております。

教 育 長

その他、質疑等ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第5号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 学校教育課の3月15日の予定に通学用自転車無償貸出とございますが、昨年度は65台の貸出しだったかと思います。今年は何台なのか、わかればお聞きしたいです。もう希望は取って、台数は決まっているのでしょうか。

学 校 教 育 課 長 すみません、正確な数字の資料は準備していなかったのですが、たしか72台程度だったかと思います。発注の関係がございますので、秋口にはすでに希望者から申込みをしてもらっております。それから契約をしまして、3月15日に納品してもらい、保護者・生徒に貸し渡しという予定となっております。

稲 生 委 員 昨年度と同じくらいの数ということですね。

学 校 教 育 課 長 そうなっております。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それでは続いて、その他の事項に移ります。
それでは、その他に報告事項や質問等がございましたらお願いします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会3月定例会は、令和7年3月27日（木曜日）午前9時から、霞ヶ浦コミュニティセンター研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
 以上で、本日の教育委員会2月定例会を閉会いたします。
 お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時35分

10 議決事項 議案第2号について可決
 議案第3号について可決
 議案第4号について可決
 議案第5号について可決